

玖珠町制施行70周年記念事業

「玖珠町70th スマホ写真コンテスト」の募集要項

現在の玖珠町は、昭和30年3月1日に森町、玖珠町、北山田村、八幡村の4町村が合併して誕生しました。今年で70年を迎えます。

これを記念し、玖珠町の魅力を発信、再発見するため、未来に残したい玖珠町やお勧めしたい玖珠町の写真を募集します。

テーマ	「未来に残したい、私の好きな玖珠町」 あなたが未来に残したい、お勧めしたい玖珠町の写真 【例】自然、まちなみ、食文化、イベント、日常の生活風景、 活躍する町民（子どもたちなど） など
募集内容	以下の基準をすべて満たす写真（応募者1名につき、2点まで） ・ 応募者本人が撮影した写真 ・ テーマに沿った写真 ・ 玖珠町内で、令和6年～令和7年中に撮影した写真 ・ スマートフォンまたはタブレット端末で撮影した写真 ・ そのほか、以下の1～5の項目に当てはまらない写真 1. 他者の著作権、商標等の知的財産権、名誉権、肖像権、プライバシー権、信用その他の権利又は利益を侵害、又は侵害する恐れのある写真 2. 公序良俗に反する写真 3. 過去に他の写真公募やコンテスト等に投稿した写真 4. 画像の一部を消去・追加・合成するなどの加工を施した写真 5. 広告宣伝、勧誘、営業活動、その他営利目的と疑われる写真
応募期間	令和7年6月9日（月）午前9時～7月7日（月）午後5時
応募資格	どなたでも可（町外の方も） ※プロ・アマチュア、年齢は問いません。
応募方法	応募期間中に、下記の応募フォームにより、応募する写真を登録してください。 ～応募フォーム～ https://logoform.jp/form/otvy/1044079  (1) 応募内容 ①氏名・年齢 ②住所・電話番号・メールアドレス ③応募作品 ④作品のタイトル ⑤作品の説明（コメント） ⑥撮影年月日 ⑦撮影場所 (2) 応募作品のファイル形式は、JPG・JPEG・PNGのいずれかです。サイズは10MB以内です。 (3) 応募者1名につき2点まで応募できます。3点以上応募された場合、先に応募された2点を選考対象とし、3点目以降は選考対象外となりますので、ご注意ください。

賞・賞品	最優秀賞 1名（おおいた和牛もしくは玖珠米） 優秀賞 2名（おおいた和牛もしくは玖珠米） 特別賞 数名（玖珠町の特産物）
選考・発表	(1) テーマに沿った作品の中から、主催者の開催する審査会において各賞の審査を実施します。 (2) コンテスト結果の発表は、令和7年7月下旬を予定しています。 (3) 表彰式は8月9日(土)に開催する記念式典において実施する予定です。表彰者に選ばれた際は、ご出席のほどよろしくお願ひします。
応募上の注意	(1) 応募者は本要項に記載の応募条件等に同意した上で応募したものとみなします。 (2) 応募に際してご記入いただいた個人情報、玖珠町役場総務課が厳重に管理し、玖珠町制施行70周年記念事業に関する用途以外には使用しません。 (3) 18歳未満の方は保護者の同意を得た上でご応募ください。 (4) 応募写真の著作権は、撮影者である応募者本人に帰属します。 (5) 玖珠町は、応募のあった写真を無償で使用する権利を有するものとし、玖珠町制施行70周年記念式典及び記念事業や玖珠町の広報活動・事業（パンフレット、Web サイト、資料、その他の媒体等）に使用することがあります。また、同様の目的の範囲内で、応募写真を第三者に無償で貸与することがあります。 (6) (5) の利用時には、単色等での使用、リサイズ・トリミング等の編集を行うことがあります。 (7) 写真に第三者が権利を有する著作物、第三者の肖像が写っている場合は、その著作物の権利者又は、その肖像の本人（18歳未満の場合は保護者）から使用許諾を得た上でご応募ください。 (8) 立入禁止区域や私有地等からの撮影となる場合、管理者・所有者等に立入の承諾を得た上で撮影し、応募してください。 (9) 受賞確定後に著作権・肖像権の侵害やその他の違反があると玖珠町が判断した際は、協議の上、受賞の取下げ及び賞品の返還請求を求めることがあります。 (10) 写真に関して著作権、肖像権その他各種権利の侵害等に伴うトラブルが生じた場合は、応募者の責任及び負担において解決するものとし、玖珠町は一切の責任を負いません。 (11) 受賞者の氏名、住所（都道府県又は市町村）、写真等を玖珠町の広報誌やホームページ等に公表する場合があります。 (12) 審査過程や審査結果、審査理由等に関する異議等は受け付けません。
主催・問い合わせ	主催：玖珠町 玖珠町役場 総務課総務班（電話：0973-72-1111） （メール：soumu@town.oita-kusu.lg.jp）